

第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定にあたって

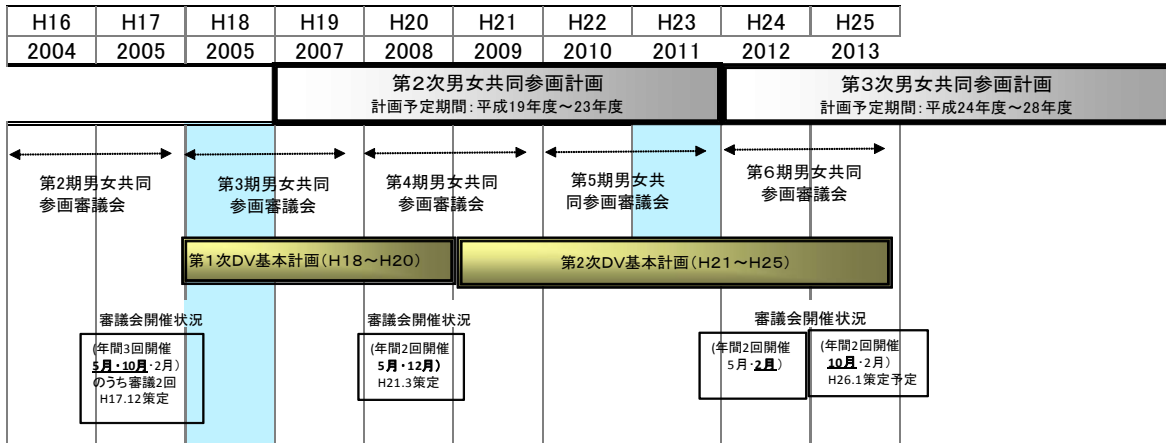
【計画策定の趣旨】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第二条の3及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に基づき策定(法定計画)

①第1次計画:H17年度策定(計画期間H18-H20) / 3年

②第2次計画:H20年度策定(計画期間H21-H25) / 5年

→第2次計画がH25年度をもって終了となるため、社会情勢等の変化を踏まえ、H25年度において、第3次基本計画を策定



【第2次基本計画の概要】

別添「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画骨格」を参照

【第3次基本計画策定スケジュール】

第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定に向けてのスケジュール

参考(前回)

H25.1	山梨県男女共同参画審議会	庁内検討委員会		その他	第2次基本計画	
		検討委員会	ワーキンググループ(WG)		H20.1	H20.2
H25.1					H20.1	国の基本方針改訂
H25.2					H20.2	
H25.3	H24年度 第2回審議会 ・計画の策定について				H20.3	
H25.4						
H25.5		第1回検討委員会 ・計画の策定について			H20.5	男女共同参画審議会
H25.6			第1回WG ・第1回検討委員会報告 ・計画原案等作成作業	関係機関連絡協議会 ・計画の策定について ・課題等について意見交換	H20.6	
H25.7				各課から計画原案の提出	H20.7	第1回庁内検討委員会
H25.8			第2回WG ・計画原案等作成作業	計画原案まとめ	H20.8	第1回ワーキンググループ会議
H25.9					H20.9	第2回ワーキンググループ会議
H25.10	H25年度 第1回審議会 ・計画原案について			計画原案まとめ 関係機関連絡協議会 ・計画原案について	H20.10	
H25.11		第2回検討会 ・計画原案の検討・決定		パブリックコメント		関係機関連絡協議会
H25.12					H20.12	男女共同参画審議会 第2回庁内検討委員会
H26.1				庁議 ・第3次基本計画について	H21.1	パブリックコメント
H26.2	H25年度 第2回審議会 ・第3次基本計画について				H21.2	庁議
H26.3					H21.3	計画公表

配偶者からの暴力に関する現状及び現行計画の進捗状況等について

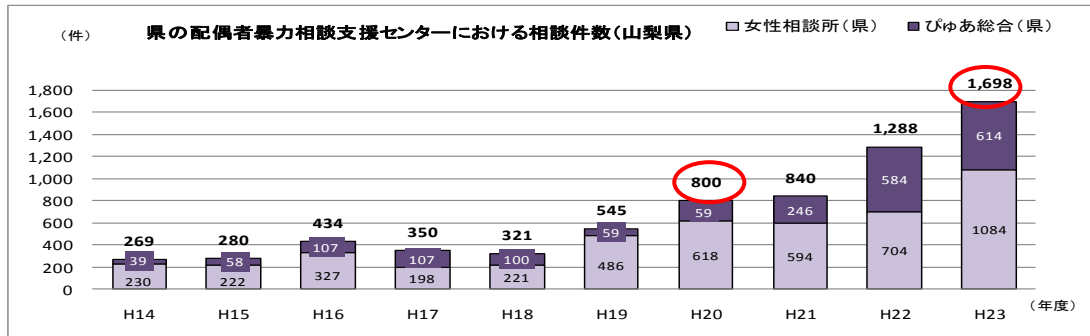
◆山梨県の配偶者からの暴力に関する現状

(1)相談件数

①配偶者暴力相談支援センター

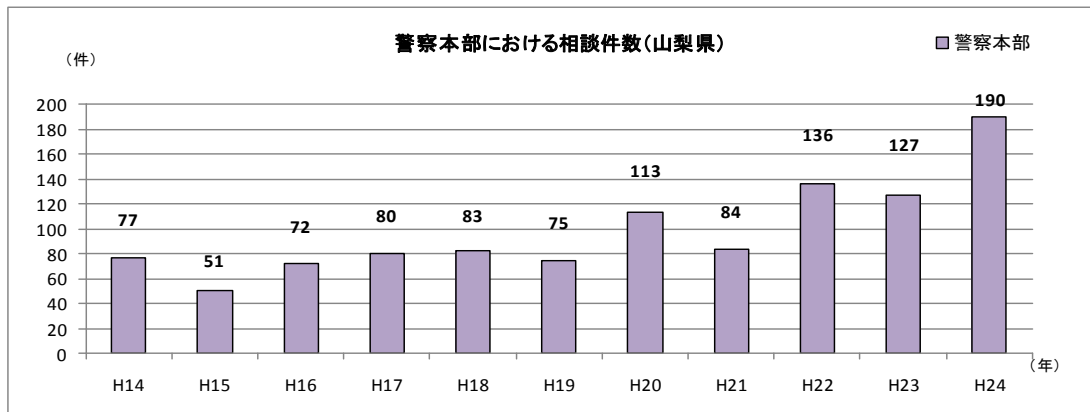
県の配偶者暴力相談支援センター(女性相談所、ぴゅあ総合の2施設)が、H23年度に受け付けた相談件数は1,698件と過去最高の相談件数となった。第2次計画が策定されたH20年度と比較をしても約2.1倍の件数となっている。

このうち、交際相手からの暴力についての相談は、H23年度は49件となり、H22年度の28件から増加している。



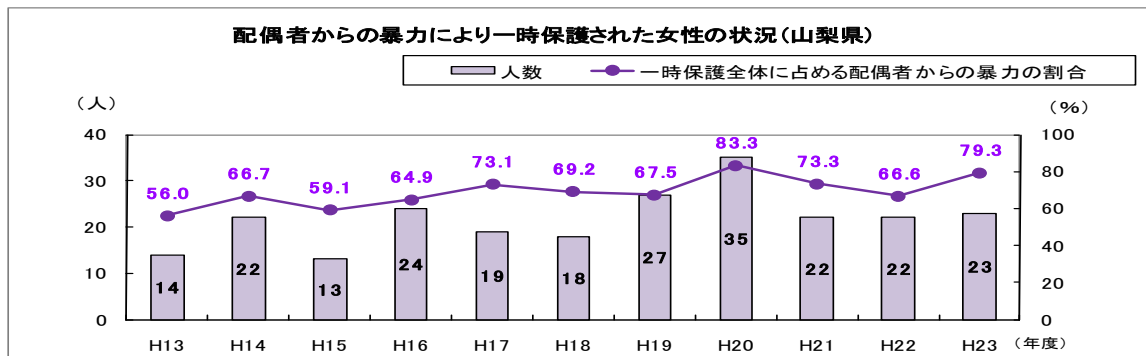
②県警察本部

山梨県警察本部で平成24年に受け付けた相談件数は190件となり、前年と比較すると53件増加している。



(2)一時保護件数

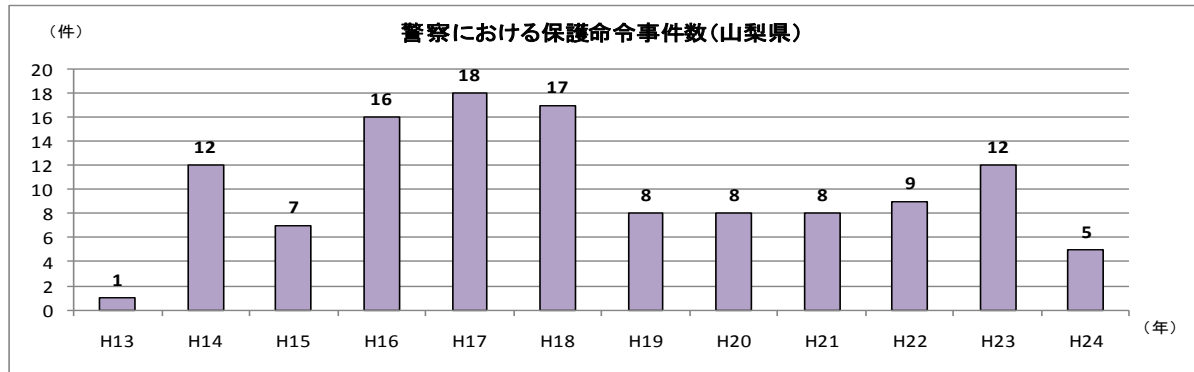
配偶者暴力防止法に基づき、女性相談所で一時保護^{※1}を行った件数は、平成23年度は23件となり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。また、配偶者等の暴力による子ども同伴者の割合は、平成23年は約56.5%と半数以上を占めている。



※1 一時保護…被害者及び同伴する家族が専用の施設で安全に生活を送れるよう、婦人相談所(女性相談所)で一時的に行う保護。

(3)保護命令事件数

警察における保護命令^{※2}事件数は、H24年は5件となり、第2次計画を策定したH20年から多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっている。



※2 保護命令…配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、地方裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して発する命令。

◆県民意識・実態調査(山梨県)

(1)夫婦間の暴力と認識される行為

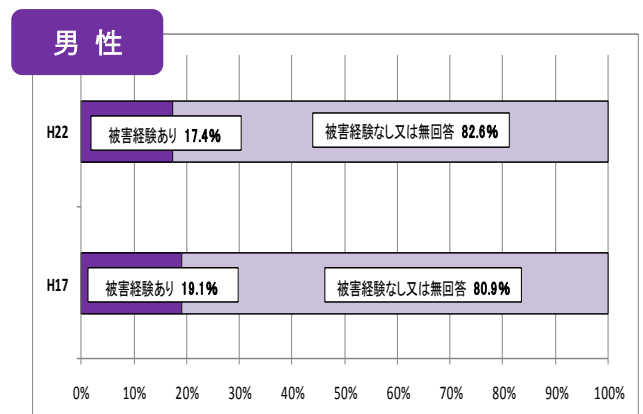
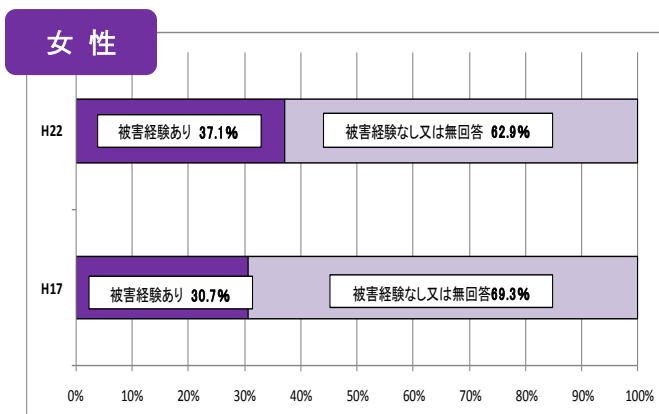
「次のような行為が夫婦の間で行われた場合、それを暴力だと思うか」について、H22年調査とH17年調査を比較すると、全体的に「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が増加している。

また、H22年調査で「暴力にあたるとは思わない」の回答が多かったのは、男女ともに「F 避妊に協力しない」、「G 何をいっても長時間無視し続ける」、「H 交友関係や電話を細かく監視する」である。

	どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合とそうでない場合とあると思う		暴力にあたるとは思わない	
	H22	H17	H22	H17	H22	H17
A 骨折、打ち身、切り傷などのけがをさせる	84.1	85.5	12.1	9.7	0.6	0.8
B けがをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	76.2	73.8	19.2	19.5	1.0	1.7
C なぐるふりをして、脅す	60.5	54.0	31.0	33.4	4.6	7.3
D ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	59.4	55.6	33.0	33.1	3.5	4.8
E いやがっているのに性的な行為を強要する	69.2	63.3	24.0	27.8	2.7	3.1
F 避妊に協力しない	50.9	46.9	33.5	35.8	10.7	10.9
G 何をいっても長時間無視し続ける	48.7	45.7	37.1	36.7	9.9	11.8
H 交友関係や電話を細かく監視する	42.0	37.3	42.5	43.4	11.5	13.2
I 大声で怒鳴る、罵る	58.9	53.6	32.8	35.6	4.8	5.5

(2)配偶者からの被害経験

これまでに配偶者からの暴力の被害経験が「何度もあった」、「1, 2度あった」と回答した人の割合は、平成22年調査では女性が37.1%、男性が17.4%となり、女性は6.4%増加している。



<参考:DVの形態別被害の状況>

①男女別統計

H22年調査において、「配偶者から次のようなことをされたことがあるか」を聞いたところ、女性の被害経験は以下の項目「A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」、「C 人格を否定されるようなひどい暴行を受けた」でいずれも2割強の人が経験をもっている。

男性の被害経験は「C 人格を否定されるようなひどい暴行を受けた」が1割を超えており、最も多い。このうち、「相手の行為によって命の危険を感じたことがある」と回答した人は、女性 5.4%、男性 1.5%である。

	女性		男性	
	H22	H17	H22	H17
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	23.5	20.3	9.5	9.6
B あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動を受けた	13.5	14.0	7.3	3.9
C 人格を否定されるようなひどい暴行を受けた	24.8	20.8	12.1	13.0
D いやがっているのに性的な行為を強要された	13.1	13.9	2.9	2.5

②年代別統計

①と同様の調査で、「配偶者から1年以内に次のA～Dの行為を受けたか」について年代別にみると、どの項目においても40代が最も多い。また、50代、60代の被害の割合も高いことがみとれる。

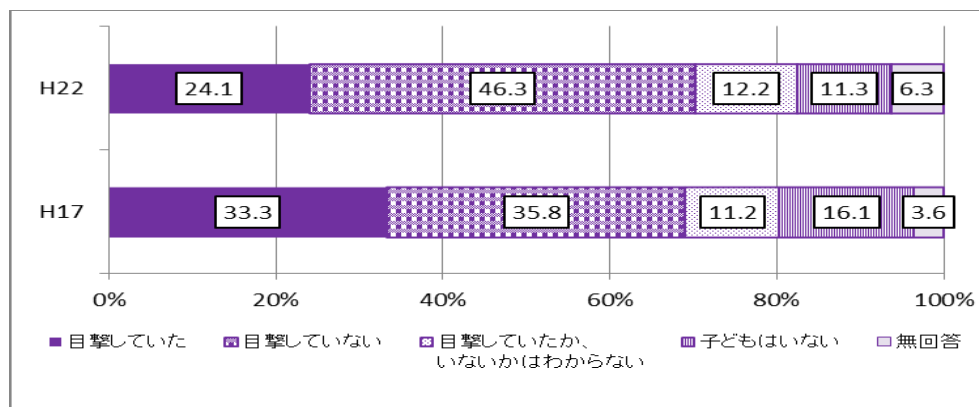
	20代	30代	40代	50代	60代
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	10.6	19.2	25.5	19.2	25.5
B あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動を受けた	3.7	12.7	32.7	30.9	20.0
C 人格を否定されるようなひどい暴行を受けた	2.8	15.1	31.2	28.3	22.6
D いやがっているのに性的な行為を強要された	2.9	14.7	41.2	14.7	26.5

(3)子どもへの影響

①子どもの目撃情報

「相手からの行為を受けた時、子ども(18歳未満)の目撃はあったか。」について、「目撃していた」と回答した人の割合は、H22年調査では24.1%である。

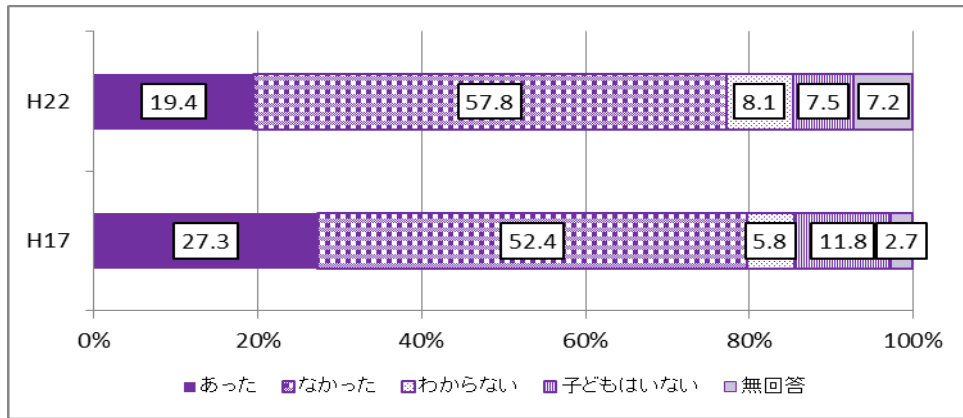
H17年調査と比較して減少はしたものの、子どもの4人に1人が目撃をしている。



②子どもへの行為

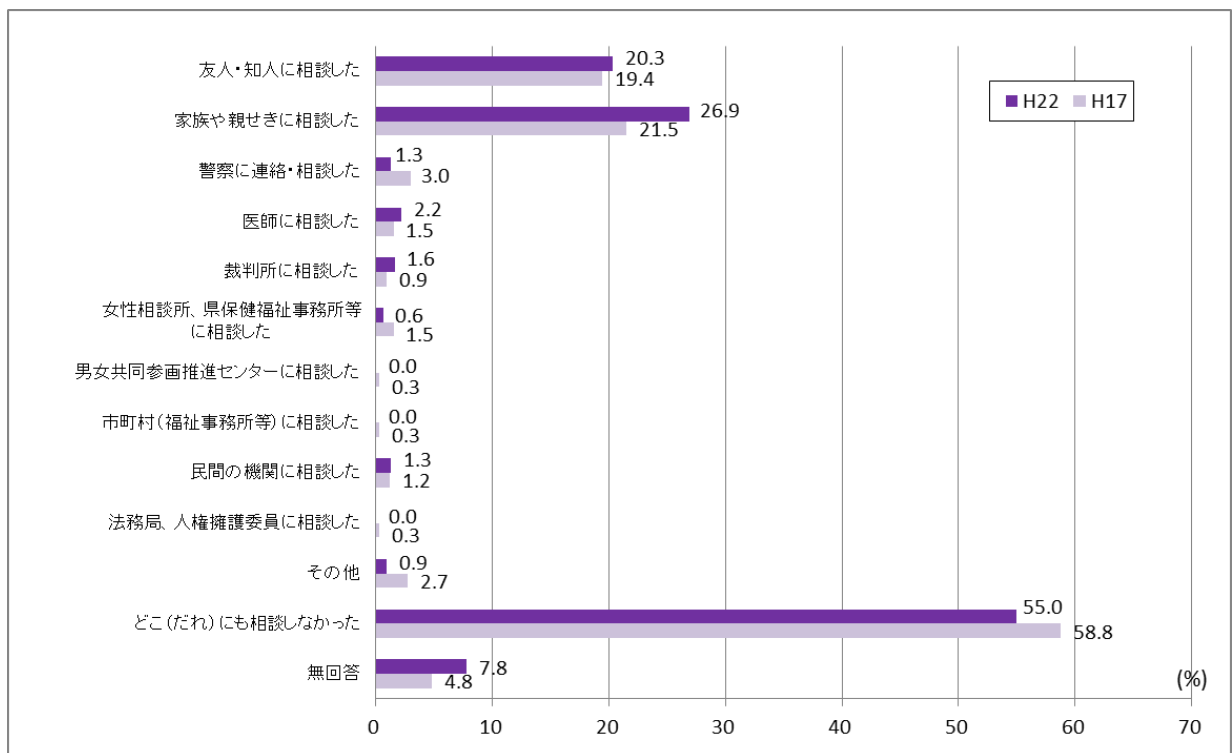
「相手は子どもに対して、同じような行為をしたことがあるか。」について、「あった」と回答した人の割合は、H22年調査では19.4%である。

H17年調査と比較して減少はしたものの、子どもの5人に1人は被害を受けていることになる。



(4) 配偶者から受けた行為についてだれかに相談したか

H22年調査、H17年調査のいずれも「どこ(だれ)にも相談しなかった」が最も多く、半数を超えている。



<相談しなかった理由(H22年調査)>

「相談するほどのことではないと思った」が7割(69.9%)と最も多く、「自分も悪いところがあった」(31.3%)、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った」(13.3%)と続いている。

また、「どこへ相談していいかわからなかった」が4.5%であった。

◆現行計画の取組状況(県民生活・男女参画課)

(1)平成 24 年度新規事業

①デートDV防止に向けた教職員研修会の開催

日 時:平成 24 年8月 10 日(金)

内 容:「デートDV～デートDV防止に向けて今できること～」

講師:西山さつき(NPO 法人レジリエンス副代表)

参加者:高等学校、大学、短大、専門学校の生活指導教諭、養護教諭等 40 名

②学校への出前講座(日本航空学園)

日 時:平成 24 年 12 月3日(月)

内 容:「デートDVをなくそう! 愛か暴力か見抜く力があなたを救う」

講師:伏見正江(山梨県立大学看護学部教授)

参加者:日本航空学園生徒、教諭、甲斐市職員、甲斐市市議会議員、
甲斐市男女共同参画推進委員会等 550 名

(2)その他の主な取組

①パープルリボンプロジェクト

内容:パープルリボンで作成したタペストリーの作成、企画展示、県民向け講演会の開催、
商業施設「ココリ」のパープルライトアップ等

②啓発パンフレットの作成・配布

内容:「ひとりで悩まないで」 5,000 部作成

③DV相談カード「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」の設置

スーパー、コンビニ、医療機関等 220 箇所(平成 25 年3月現在)

④相談対応職員研修会の開催

◆国の法律・基本方針等

(1)国の状況

◎「配偶者暴力防止法」…平成 20 年1月 11 日最終改正

→第2次山梨県基本計画策定時から改正なし

◎「基本方針」…平成 24 年8月1日最終改正

(改正点)

①外国人登録原票の取り扱いに関する改正

「外国人登録法」の廃止により、第2-7(2)「イ外国人登録原票の取扱い」
が削除された。

②年金に関する改正

「国民年金法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、配偶者から
の暴力が原因で避難している被害者が保険料の免除を申請する場合にお
ける特例について追記された。

<基本方針追記部分>

配偶者からの暴力が原因で避難している被害者が保険料の免除を申請する
場合は、加害者の所得は審査の対象としない特例があるので、年金事務所に
おいて相談すること。

◎その他内閣府調査(男女間における暴力に関する調査(H24))

平成 23 年に内閣府が行った調査では、交際相手からの暴力(デートDV)についても調査を実施している。調査結果は以下のとおり。

◆交際相手からの暴力(デートDV)の認知度

「言葉も内容も知っている」と回答した人は 33.7%、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した人は 32.4%である。

◆交際相手からの被害経験及び命の危険を感じた経験

被害を受けたことがある人が 10.1%(女性 13.7%、男性 5.8%)であり、このうち、20.8%(女性 23.3%、男性 13.7%)の人が命の危険を感じたことがあると回答している。

◆被害による影響

被害によって、生活上何らかの変化があったと回答した人は、49.2%(女性 55.5%、男性 31.4%)であり、変化の内容としては、男女ともに「心身に不調をきたした」が最も多くなっている。

また、交際相手からの被害経験がある人は、被害経験がない人と比べて、配偶者からの被害経験も高い 10.6 ポイント高い結果となっている。